

議事日程(第2号)

令和3年3月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第6号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第15号)
- 日程第2 議案第7号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第3 議案第8号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第9号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第10号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第11号 令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第12号 令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第13号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第14号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第15号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第16号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第17号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第18号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第19号 高鍋町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第20号 高鍋町子育て支援基金条例の制定について
- 日程第16 議案第21号 令和3年度高鍋町一般会計予算
- 日程第17 議案第22号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第23号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第24号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第25号 令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第21 議案第26号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計予算

- 日程第22 議案第27号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
 日程第23 議案第28号 令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
 日程第24 議案第29号 令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
 日程第25 議案第30号 令和3年度高鍋町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第6号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第15号）
 日程第2 議案第7号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
 日程第3 議案第8号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 日程第4 議案第9号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
 日程第5 議案第10号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 日程第6 議案第11号 令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第7 議案第12号 令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第8 議案第13号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
 日程第9 議案第14号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
 日程第10 議案第15号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 日程第11 議案第16号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
 日程第12 議案第17号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
 日程第13 議案第18号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 日程第14 議案第19号 高鍋町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
 日程第15 議案第20号 高鍋町子育て支援基金条例の制定について
 日程第16 議案第21号 令和3年度高鍋町一般会計予算
 日程第17 議案第22号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
 日程第18 議案第23号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第19 議案第24号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計予算
 日程第20 議案第25号 令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
 日程第21 議案第26号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計予算

- 日程第22 議案第27号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
 日程第23 議案第28号 令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
 日程第24 議案第29号 令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
 日程第25 議案第30号 令和3年度高鍋町水道事業会計予算

出席議員（14名）

1番	田中	義基君	2番	永友	良和君
3番	八代	輝幸君	5番	松岡	信博君
6番	青木	善明君	7番	黒木	博行君
8番	黒木	正建君	10番	古川	誠君
11番	中村	末子君	12番	春成	勇君
13番	日高	正則君	14番	杉尾	浩一君
15番	後藤	正弘君	16番	緒方	直樹君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君 事務局長補佐 岩佐 康司君
 議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	島埜内 遵君
教育長	……………	川上 浩君			
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				野中 康弘君
財政経営課長	……………	徳永 恵子君	建設管理課長	……………	長友 和也君
農業政策課長	……………	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	…	飯干 雄司君
地域政策課長	……………	日高 茂利君			
会計管理者兼会計課長	……………				杉 英樹君
町民生活課長	……………	鳥井 和昭君	健康保険課長	……………	川野 和成君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	山下 美穂君			

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第6号

○議長（緒方 直樹） 日程第1、議案第6号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） おはようございます。

それでは、予算書案の10ページのところで、債務負担行為の補正、ここをちょっとお聞きしたいと思います。

この前の説明では、1年分しか計画していなかったための説明であったんですけども、変更前と変更後の1年の単価が違うのはどうしてかが一つ。変更前は1年の単価が2,319万5,000円、変更後は6,423万3,000円ということです。この違いです。

それから、2つ目。一つの業者で行うと聞いておりますが、どのようなメリットがあるのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。お答えいたします。

まず最初の質問ですけども、単純に金額が3倍とっていないというところでありまして、変更前の額は1年間分だけの概算の金額でございました。今回、計上させていただいている金額は、入札の際に使用した設計額を基に算出した金額となっております。より現実的な金額としたところでございます。

それから、2番目の質問です。業者を一つにした場合のメリットというところでありまして、こちらのほうが突発的な事故などによって調理員さんが不足する場合とかがあるんですけども、その際は3つの調理場を一つの業者に任せることによって、そういった人員の融通がしやすくなること。それから、一つの業者との対応となりますので、我々のほうの事務的な負担も軽減するというメリットがございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありますか。10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。4点ほど質疑があります。

まず、今回が令和2年度の最後の補正予算の計上になると思いますが、新型コロナウイルス感染症対策費はトータルで幾らになり、国、県、町の負担、そして町の負担は基金からと一般財源からの支出額の内訳はどうなっていますでしょうか。また、国から地方創生臨時交付金が交付されたことによる基金の残高見込みも出ていると思いますが、どうなっていますでしょうか。

次に、地方債補正で減収補填債が計上されていますが、減収補填債とは簡単に言うと、地方税が見込額を下回った場合にその減収分を補うために発行できる地方債ですが、減少

分は減収補填債を発行し、その年度の収入を確保するか、翌年度以降3年間の基準財政収入額の減による精算になることで補填されることになるとと思いますが、今回、高鍋町は減収補填債の発行を選択しましたが、その理由があれば伺いたします。

次に、地方交付税の減少額が多いようですが、要因は何でしょうか。

あと最後に、57ページのデイサービスセンター費です。わかば保育園改修に伴い、デイサービスセンターを仮園舎として利用するための改修を行う予定だと思いますが、わかば保育園の改修終了後、予算をかけて改修したデイサービスセンターはその後、何かに活用する予定はありますでしょうか。

以上、伺いたします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。財政経営課関係部分についてお答えをいたします。

まず、令和2年度予算における現時点までの新型コロナウイルス感染症対策費についてでございますが、予算総額で29億735万8,000円でございます。このうち国庫支出金が25億5,465万5,000円、県支出金が6,965万8,000円、町負担額が2億8,047万5,000円でございます。

町負担額の内訳といたしましては、ふるさとづくり基金からの基金繰入金で1億7,778万9,000円、一般財源が1億168万6,000円となっております。また、本補正予算後のふるさとづくり基金の基金残高は11億6,761万2,000円となる見込みでございます。

次に、減収補填債についてでございますが、基準財政収入額に対する実績の減収分について減収を補填するため、特別に発行が可能とされている地方債となります。通常発行が可能とされている市町村民税法人税割や利子割交付金等に加え、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、通常を上回る大幅な減収が生じると考えられる消費や流通に関する地方消費税交付金や地方揮発油譲与税など7品目について、令和2年度限りの措置として地方財政法を改正し、減収補填債の対象税目に追加をされたところでございます。

本町におきましては、町民税法人税割が約3,500万円、地方消費税交付金が約1,300万円、町たばこ税が約1,300万円などの減収が見込まれたこと及び追加の税目については2年度のみ措置であり、翌年度以降における交付税の精算制度の対象外であることから、本年度の借入れを行うほうが有利であると判断したため、減収補填債の発行を行うこととしたものでございます。

続きまして、交付税についてでございますが、交付税につきましては、年末に発出される地方財政対策を基準に概算の交付額を見積もっており、これを予算額としております。一方、実際の交付額は翌年度当初から個別の算定が始まり、その年度の額が確定をすることとなります。

今回におきましても、そのような概算の見積りと個別の算定において差額が生じたとい

うこととなりますが、差額の減額率は3.8%でございましたので、一定程度は適正な見積りがなされたというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。デイサービスセンターに関しましてお答えいたします。

デイサービスセンターのわかば保育園の仮園舎としての使用終了後の活用については、現在、検討中でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。

先ほど古川議員への質疑答弁にてある程度は分かったんですけども、地方債補正で減収補填債がありますけれども、この借入れ分については国が補填してくれるのか。するとしたら、いつまでにされるのか。補填債の利息は3.5%以内となっておりますが、おおむね何%になる見込みなのか、お伺いします。

新型コロナ関係の地方創生臨時交付金は、要望した金額が全額歳入となったものかどうか、お伺いします。これ以外に要望しているのかどうかを聞きたいのです。

ページ28・29、古墳の標柱とは、どのような資機材で造っていくのか、お伺いします。

ふるさと納税に関しては、どのような商品が多く出ているのか。

教職員住宅借上げについて、利用者が少ないということですが、その理由は何か聞かれているのか、お伺いします。

また、方針があるのかも伺いします。全体的にマイナスとなっているのは、単に見積り過多なのか、それとも契約を含め、行事として行えなかったことによる減なのか。詳細に説明するか、もしくは新型コロナ感染症のため減額となったのか、理由を明確にお答え願いたいと思います。

消防費の不足理由は何でしょうか。再編交付金を今回上程されている基金条例案が可決されないまま年度をまたぐ状況で積み立てされることは、確かに同じ会期であれば可能かもしれませんが、こういうやり方は阿久根市のように混乱を招きかねませんが、どうでしょうか。法の悪用にもなりかねませんが、どうでしょうか。

先ほど、わかば保育園の問題としては、デイサービスの後の利用でしたけれども、わかば保育園の仮園舎として使える施設は、ほかにはなかったのかどうか。どのような検討をしてきたのか、お伺いします。

イノシシ、鹿が増加とありますが、民家近くでも見られております。そのときの捕獲はどうしていくのか、お伺いします。

勤労者体育センターの今後のあり方を検討するための減と説明されましたが、どのような計画なのか。具体的に出ているのか、お伺いします。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。財政経営課関係部分についてお答えをいたします。

減収補填債の元利償還金につきまして、国が補填をするのかという御質疑からお答えをさせていただきます。

減収補填債の元利償還金につきましては、後年度の基準財政需用費に算入をされることとなっております。地方消費税交付金の増額分及び地方揮発油譲与税分につきましては100%、それ以外の税目につきましては75%が算入をされることとなっております。

借入れ条件につきましては、借入れの際に設定をすることとなりますが、現在のところ償還年限を20年とする予定をしておりますので、交付税措置も20年ということになります。利率につきましても借入れの際に決定をされていきますが、令和2年度におきましては最も金利が安い公的資金から全額を借り入れることができることとされておりますので、同じ公的資金から借入れを行っているほかの地方債の利率を参考にいたしますと、0.03%から0.04%程度になるのではないかとこのように考えているところでございます。

次に、ふるさと納税についてでございますが、令和3年3月5日時点におきまして、多く選ばれている返礼品は、カメラ、ギョーザ、米、鳥の炭火焼、マンゴーとなっております。

次に、減額の理由についてでございますが、主に職員の経費節減に向けた努力、入札の執行による入札残及び新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小や中止によるものでございます。

次に、高鍋町子育て支援基金設置条例に基づく積立てについてでございますが、条例の可決前に積立金を予算として議会に提出をすることにつきましては、地方自治法第222条の1項の規定において、普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないとされていることから、関係予算を先に提出をしたものでございます。

なお、積立て先である基金が設置されなければ当然、積立てをすることができないことから、条例の可決を経た後に予算を執行させていただくこととしております。

財政経営課関係部分については以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。新型コロナウイルス関係の地方創生臨時交付金の要望額について、お答えいたします。

今回の補正予算で計上いたしました地方創生臨時交付金につきましては、第2次申請事業分のうち、令和2年度中に実施済みまたは完了の見込まれる事業を追加したものでござ

います。第1次申請分と合わせまして、全額が本年度の歳入となるところでございます。

なお、第3次申請計画につきましては、現在、国のほうで審査中でありまして、交付決定後に国へ請求を行う流れとなります。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。社会教育課関係部分2点について、お答えをいたします。

まず、古墳の標柱等につきましては現在、防腐剤等を塗装しました木製のものを設置しておりますが、今後はより耐久性の高い資材のものへ変更をすべく現在、検討をしているところでございます。

次に、勤労者体育センターにつきましては、現在行っております総合体育館の大規模改修事業、こちらの完了後に町体育館を含めた3体育館の利用状況等を検証していく必要があると考えます。老朽化が顕著なほかの社会体育施設も併せ、今後の計画を検討していく予定としておりますので、現段階では具体的な計画はございません。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。教職員住宅関係についてお答えいたします。

教育委員会が高鍋町教職員住宅管理規則に基づき管理をしております教職員住宅には、各学校の管理職であります校長、教頭が入居することになっております。

建築された当時は管理職については、緊急時や災害時に早急に対応するために町内に住居を確保することが必要でありましたが、交通状況が改善・発達し、連絡手段も携帯電話が普及している現在におきましては、町内に居住する必要性はあまり高くないのが実情でございます。こういった実態を考慮いたしまして、今年度からは住みたい人にだけ貸すようにしているところでございます。

また、建築から二十数年が経過し、老朽化が目立ってきておりますが、修繕のための予算確保も厳しいという現実もございます。

本町の場合、アパートなどの賃貸物件も少なくありませんので、町教委が学校管理職の住宅を確保しておく必要性はそこまで高くないと考えまして、昨年10月に行われました定例教育委員会にこの規則の一部改正について提案を行い、現在、入居中である3棟の住宅を除く5棟につきましては、その目的を終えたものとして、行政財産である土地及び建物を普通財産に変更して財政経営課に引継ぎを行うことについて承認を得たところでございます。

残る3棟につきましても、現在の入居者の退居をもって、今回同様に行政財産から普通財産への変更手続きを行いたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。予算書78ページ、79ページ、消防費の東児湯消防組合負担金の不足理由についてお答えいたします。

高速道路における救急業務に対する特別交付税等が確定し、負担金額の変更が生じたことなどから補正をするものでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。わかば保育園の大規模改修に当たりましての仮園舎について、どういったところを検討していたかということなんですけれども、大きく3つの選択肢を設けまして検討をしておりました。

1つ目が、わかば保育園の園庭に仮園舎を設置するということがあったんですけれども、こちらにつきましては相当額の費用、見積りでは2,500万円程度の費用がかかると。なおかつ、また園庭に造ることによって工事中の園児の安全面その他を考慮しまして、現在、町の施設において使用していないところということで、デイサービスセンターと旧蚊口保育園を検討いたしたところでございます。

蚊口保育園につきましては、既に建設して相当な経過をしておりますと至るところに老朽化、傷みが出ておまして、特に排水回り、浄化槽等の設備がもう使用不能となっております。相当額の改修費用がまたかかってくるということで、残るデイサービスセンター、こちらのほうに総合的に検討して決定をしたという経過がございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お尋ねがございました。イノシシ、鹿が増加し、民家近くでも見られているが、そのときの捕獲はどうするのかというお尋ねでございます。

イノシシ、鹿の捕獲についてでございますが、まず狩猟の資格を持つ方でなければ、これを捕獲することはできません。

一般的な捕獲の方法でございますけれども、箱わなでございますとか、くくりわなで行っているところでございます。民家や豚舎などの近くにわなを仕掛ける場合には、そこにわなが仕掛けられていることが分かるように、立て看板などの目印を設置いたしまして安全対策を施しているところでございます。

なお、町なかに出没した場合には、住民の安全対策といたしまして総務課や警察と情報を共有いたしまして、SOSネットワークでございますとか広報車によります注意喚起、また猟友会等との捕獲方法の確認などを行いまして対処をするということにしております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。

先ほど答弁があった中で、補填債の利息というのが大体0.03から低くなるというのは喜ばしいことではあるんですけども、やっぱり上限を3.5%とするにはそれなりの理由があったと思うんですけど、それはどういうふうになっているのか、お伺いしたいと思います。

それから、教職員の住宅借上げについて利用者が少ない。管理職は町内に居住してなくても携帯電話が普及している、交通の便がよくなってきているという状況は確かにあると思います。でも緊急時にやはり代表者が不在であるといったことには非常に心配があるんじゃないかなと思うんですが、そのところについてはどのような計画を持っておられるのか、そのところをお伺いしたいと思います。

わかば保育園の問題で、旧蚊口保育園も検討したんだけど使用不能のところがあるということ。本当になかったのかなあと。確かに園庭に建てると危ないですわね。工事をする中で危ないということ。私がちょっと気になったのは、何か近くでなかったのかなあと。

だから、デイサービスであれば、車の出入りが非常に厳しいかなあとちょっと思ったんですよね。やはり子どもの安心、安全を確保するためには今、駐車場への入り口が一つですよね。だから、これを出と入りを今、ストップしてあるところから「ここから入ってください」、出るのは「こっちから出てください」みたいな感じになってデイサービスの入り口のほうから、向こうのほうから入ってこっちに出る。そこをきちんとしておかないと危ないんじゃないかなあとちょっと思ったんですけど、その辺はどのように検討されてきたのかなあとというふうに思っているんですよね。そのところがちょっと私、気になりましたので再度、確認だけしておきたいと思います。

それから、ちょっと前後するんですけども、先ほどふるさと納税に関して私、資料を頂いたんですけども、例えばキヤノン単独では多分売れないからということで、いろんなところをお願いをしてということになっていると思うんですが、その際の相手方、要するに、これは名前を言っていかな。（発言する者あり）言ったらいかんね。ごめんね。

そうしたら、ミラーレスカメラというものがあるんですが、これを選定していくのに申出があったからか。それともキヤノンのほうからここをという指定があったのか、そこだけちょっと確認をさせていただければというふうに思います。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

.....
午前10時29分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。減収補填債の利率年3.5%の理由についてでございますが、利率につきましては、以前、この3.5%に変更される前は7%、8%という高い時代がございました。それで近年の金利の状況を鑑みまして、以前、御指

摘もございまして3.5%のほうに変更させていただいているというふうに確認をしたところでございます。

また、今回につきましては、公的資金を借りる予定でございますので、先ほど御答弁をさせていただきましたとおり0.03%とかいう低い金利にもなりますが、これが市中銀行等引受債等になりますと、もう少し高い金利になるということも想定されております。そういった中を全般的に考慮いたしまして3.5%というふうになっているというふうには考えたところでございます。

続きまして、キャノンのカメラの引受けをしている事業者さんについてでございますが、事業者さんのほうから申し出があったために、こちらの事業者さんで登録をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。教職員住宅関係で緊急時に代表者が不在となるときへの対策はという質疑についてお答えいたします。

それぞれ学校は危機管理マニュアルというのがございまして、代表者がいない場合には次、そのまた次の方というような体制がしっかり整っておりますし、今もう皆さん携帯電話をお持ちですので、そういったので必ず連絡は取れるようになっております。それから、今はもう気象予測等も早くから分かるようになっておりますので、前もってもう対策等は町教委と学校とで連携して行っております。

それから、休日とかの時間外につきましては、学校のほうの電話に昨年は留守番電話等も設置しまして、その留守番電話から管理職専用の携帯電話、各学校に1台ずつ配備していますけれども、その番号を案内するようにしておりますので、保護者間の問い合わせにも対応できるような体制を取っているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。先ほどのわかば保育園の大規模改修でデイサービスセンターを活用していくということなんですけれども、確かに議員のおっしゃるとおり駐車場の課題がございました。

入口につきましては、現在は高鍋社協が入っております福祉センターのほうに1か所だけあるんですけれども、それを、今、閉鎖をしておりますデイサービスセンター側の入り口、こちらのほうも開放いたしまして、そして、そちらから誘導をしてロータリーを回って園児を送迎していただくと。最初のうちは保育士のほうが駐車場のほうに立って、安全に誘導できるように、保護者の方が慣れるまではそういう対応をしていきたいということで考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。先ほど答弁がありました。補填債の利息っていうのは

前7%、8%という時代が私も議員をしておりましたので、やっぱりこれは政治にやっぱり敏感になる必要があるんじゃないかということで、3.5%まで下げられてき要素があるんです。

それがやっぱり議員としてきちんと示唆すべき問題だろうと思ったから、今回、あえて公的資金であれば利率が低いんですけども、銀行から直接借りる場合においては、やはりこれを3.5%というのを御存じの銀行も多分多いだろうと思うんです。銀行も経営が今大変厳しい状況があると思いますので、公的機関で借りる場合には、もうちょっと一時借入れなり、いろんなものなりをしっかりと利息を取らせていただきたいという方向もあるかもしれませんので、そこを鑑みてやはり住民の皆さんの大切な税金を使っていく状況がありますので、税率に関して補填債の利息に関して、できるだけ世情に合った見直しをその時々にする必要があるのかなと。上げるときにはすぐ上げるんだけど、下げるときはなかなか下げないという、これは自治体の悪いところじゃないかなと思っていますので、それは要望にとどめおきたいと思います。

それから、先ほどの教職員住宅の借上げの問題についてです。これは、もう私も当初からこの教職員住宅については、なぜ建設する必要があるのかということもずっと言ってきたいきさつがありますので、これを、今回20年を経過した時点で見直しを図っていただくことについてもすごく私はよかったなと、これ以上また新たに建設をするんだというふうにならないというところ自体が、私はそこはよかったなと思っています。

しかし、先ほども電話でという話がありましたけど、要するに校長先生なり教頭先生なりにしっかりと公の携帯というのをお願いをして、できればそこに直接転送できるような状況を作れないかなと思ったから、これも一つは深い質疑の内容であったんですね。

だから、ここはただ教職員住宅の借上げについてということを出ていますので、そこもまた検討事項として受けていただければというふうに思います。できれば、やっぱり管理職ですので、ある程度公の携帯電話じゃないけど、連絡用のものをしっかりとお願いするというのも必要じゃないかなと、私はちょっと思っていますので、南海トラフの問題とかいろんな問題が今出てきておりますので、校長先生やら教頭先生にだけ責任を押し付けるつもりはさらさらございませんけれど、できるだけ自分の知らないところで何か起きるんじゃないかと、ある程度、情報はしっかりと共有させていただくというところが、私たちができることじゃないかなというふうに思いますので、そこはよろしく願いしたいと思います。

それから、先ほどわかば保育園のデイサービスを使うところについてですが、私もう一方の出口を使ってもいいんですよ。いいんだけど、やっぱり危険性がすごくあそこは今まで使っていないから、使っていないところを使うときには非常に危ないんですね。やっぱり、近隣の人たちで使うときには、あそこはないと、あそこから出てこないだろうとか、あそこからは入らないだろうとか意識がある程度インプットされてしまっているの、非常に交通事故のおきやすい環境がひょっとしたらできるんじゃないかなとちょっと思いました

ので、そこもあくまでも3回目が質疑ではなくて、要望として申し訳ないと思うんですけども、これは補正予算でなかなか要望する場面ではありませんので、申し訳ないんですが、そのところはよく考えて、していただきたいなというふうに思っています。議長、すみません。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。細かいところで申し訳ないんですが、66、67ページの農林水産業費の中の農業費、節の部分になって細かくて申し訳ありません。

この中の上から3段目、県営事業負担金165万円上がっております。これ詳細説明のときに家床地区にあります蛸の口ため池の工事に変更があったということを説明されたと思いますが、このため池は、ちょうど田植え時期を迎えておりますが、家床、鳴野、正祐寺、持田この地区の大切な農業用水になっております。

そこで、どういうこの工事に変更があったがゆえに、この町として負担を県営事業なんですが、負担せざるを得なくなったのか。それとまた田植えも近づいております。工事の、もし分かればいいんですが、急に申し訳ないんですが、終了見込はいつ頃になるのか、そこをちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えさせていただきます。

蛸の口ため池整備事業でございますけれども、その県営事業負担金が増額となりました理由でございます。工事につきましては、御案内のとおり宮崎県が施行してございまして、負担割合の指針に基づきまして、町がその事業費の15%を負担するというものでございます。

県におきましては、当初、概略設計によりまして工事費のほうを積算いたしまして、それをもとに負担金に概算が示されており、これを予算書のほうに予算として計上させていただいたものでございました。

今年度の堤体の工事（堤防の本体）に当たりまして、概略設計におきましては、当初の概略設計がなされておりましたんですけども、その概略設計におきましては、その堤体の土をそのまま使うというものではございましたけれども、改めて発注前に詳細設計を行いましたところ、現在の堤体の土質が設計上の強度を満たさないということが判明したということでございます。そこで、現在の堤体の土を使用することなく、強度が確保できる土を外部から持ってくるということになったということで、その分、工事費が増額となりまして、町負担金も増額となったというものでございます。また、工期の終期でございますけれども、間もなく水使用が始まるということでございますので、それまでには工事のほうは完了するというところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第6号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第15号）に対し、賛成の立場で討論を行います。

今回の補正については、コロナ関係で住民の皆さんから「本当に頑張ってもらっている」って執行部に対する本当にそういう言葉もいただいております。それというのも、いろんな形の支援金について、「こういうことはどうだろうか」というアイデアもいただいております。

私は教職員住宅借り上げについて、教職員住宅を建設する当時も私は議員でした。その当時については、私は建設するよりもアパートなどを借り上げたほうがよろしいんじゃないかということも申し上げましたが、結局、教職員住宅という形で作られてきました。諸般の事情が変わり、今こういう形になりましたけれども、やはりそのとき、そのときで判断しなければならない事項が大いにあるのではないかと、私もこれは理解をしたところで

す。また、ふるさと納税に関して、私も内容をお聞きしました。いろんな商品が出ておること、本当に事業者の皆さんが頑張ってもらっているということが私はよく理解できます。このふるさと納税に関しては、住民税、町民税、そして法人税などと違って、本当に皆さんのささやかな寄附が積み積もった形で住民の福祉に寄与される大切なお金です。だからこそ、そのお金の使い方については細心の注意を払い、私たちが本当に住民の皆さんに納得していただけるような使い方を求めていかなければならないと、心新たにした次第です。

そして、私はこの中で再編交付金の中で基金条例案が出されております。これはまた基金条例案のときの私は質疑で行いたいと思いますけれども、本当に予算は会計年度中に確かにできるようになっております。しかし、私はこのように皆さんとともに内容についてはもう少しきちんと精査していかなければならないと思っておりますが、このことについても、後でしっかりと私はフォローをしていきたいと思っております。

また、勤労者体育センターの今後のあり方を検討するため減とありましたけれども、職員の皆さんがいろんな施設を長寿命化、要するに長期化で使うためにもいろんな努力をされていることは私もよく存じております。その中で、やはり住民の使う施設管理について気を配っていただいている教育委員会、社会教育課についても感謝を申し上げたいと思っております。

皆さんが、職員が日々努力をしてきたことが、この補正予算の中には表れているのではないかと私は思います。また、議員も本当に改選されて2年がたちました。その中で新人

議員の方も予算を見ていろんなことを見て、やはり自分たちがしなければならないことを今ようやく足が地についてきたような状況ではないかと、私は思っております。

私はこの議員歴が本当に一番長い議員として、皆さんの力となるところもあるのではないかと、しかし、私が一番思うのは、新人議員に学ぶことが多い、そしてそのことを私はしっかりと胸に刻みながら、いろんな形できちんと準備をしなければならにというふうに思っております。執行部の皆さんもこれからも体に気をつけ、本当に頑張っていただけるようお願いを申し上げまして、賛成の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第6号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第6号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第15号）は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第7号

○議長（緒方 直樹） 日程第2、議案第7号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。ページ数、ごめんなさい、先ほどは言いませんでしたが言ったほうがいいですか。言わないところもありますけれど、すみません。

8ページ、9ページの返納金について詳細な説明を求めたいと思います。10、11ページのシステム改修減は見積もりが過大であったのかどうか。県補助が減額となった理由は何かお伺いします。

また、特定健診などは実施できなかったと理解できますが、新型コロナウイルス感染症関係で、お医者さんへの診療控えがあったのではと思いましたが、どうだったのでしょうか。基金積立の現在高を教えてください。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。お答えいたします。

返納金についてでございますが、国保の資格喪失後に医療機関を受診されていたために、国保が支払った保険給付費の返納が生じたということでございます。

次に、システム改修についてでございますが、見積もりが過大であったということではございません。今年度中に改修修理の予定でしたが、2年度及び3年度での改修となったことによりまして、予算を減額するものでございます。それに伴いまして、補助金は令和3年度の特例交付金での交付となったということで、補助金のほうを減額したも

のでございます。

次に、議員のおっしゃるとおり新型コロナウイルス感染症による医療機関受診控えなどから、昨年同時期と比較しましての1人当たりの医療費が約1万5,000円減っております。これも新型コロナウイルス感染症によるものと考えております。ただ、高額なレセプトの件数は昨年とほとんど変わりはありません。

次は、基金残高ですけど令和3年1月末時点で6億2,435万5,333円となっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第7号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第8号

○議長（緒方 直樹） 日程第3、議案第8号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 8、9ページの増、健診数が増加したとこれ考えていいのかどうかしら、単純に考えたらどうなのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。お答えいたします。

令和2年度の健診受診者が増加したということではございません。昨年2月、3月に医療機関で受診された方の請求が令和2年度にあったということによって増になったということでございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第8号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第9号

○議長（緒方 直樹） 日程第4、議案第9号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 6、7ページでの賦課金について当初予定との違い及び区域外かどうか確認させてください。8ページ、9ページの固定資産調査等業務委託が減となっておりますけれども、調査の理由及びなぜ減額となったのか。下水道事業への支障はなかったのかどうかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。まず、負担金についてでございますが、全て区域内でございます。当初予算に計上していましたが、既に賦課が決まっていた2点を計上しております。宅地開発により農地の猶予解除をしたことによる補正をするものでございます。

次に、固定資産調査についてでございますが、下水道事業が企業会計に移行するに当たりまして、固定資産台帳を整備するために調査するものでございます。委託料が減額になった理由につきましては、入札に伴う減額によるものであり、特に事業に支障はございません。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第9号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第10号

○議長（緒方 直樹） 日程第5、議案第10号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 6、7ページの保険料減は収納が悪かったのか、それとも計算に誤りがあったのかお伺いします。

歳出では財源更正であるんですけども、この間の居宅介護サービス、包括的支援事業費などの増額はなかったのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。保険料の減額につきましては、介護保険料の軽減の対象者が増になったということで減額が生じたものでございます。

次に、歳出の増額のところで居宅介護サービス包括的支援事業費につきましては、事業計画の範囲内で対応できていることから増額は行っておりません。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第10号令和2年度高鍋町

介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第11号

○議長（緒方 直樹） 日程第6、議案第11号令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 負担金増加の原因は何でしょうか。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えをいたします。

負担金増加の原因でございます。平成30年度に雑用水管理事業の地区外送水分につきまして、水位を把握するために新たに量水器を設置したところでございます。それに伴いまして令和元年度以降、もともと量水器を設置しておりました雑用水の使用水量と、新たに設置いたしました地区外送水の量水器によりまして、使用水量の合計が明確になりましたところでございます。今回、その地区外送水の使用料が確定しましたものですから、負担金が増加したということになっております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第11号令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第12号

○議長（緒方 直樹） 日程第7、議案第12号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって議案第12号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩をしたいと思います。

午前10時57分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

日程第8. 議案第13号

日程第9. 議案第14号

日程第10. 議案第15号

日程第11. 議案第16号

日程第12. 議案第17号

日程第13. 議案第18号

日程第14. 議案第19号

日程第15. 議案第20号

日程第16. 議案第21号

日程第17. 議案第22号

日程第18. 議案第23号

日程第19. 議案第24号

日程第20. 議案第25号

日程第21. 議案第26号

日程第22. 議案第27号

日程第23. 議案第28号

日程第24. 議案第29号

日程第25. 議案第30号

○議長（緒方 直樹） 日程第8、議案第13号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてから、日程第25、議案第30号令和3年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上18件を議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第13号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） この国保税について、新型コロナウイルス感染症に対しての支援金収入は加算されるのかどうか、確認させてください。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として支給されました特別定額給付金、また子育て世帯への臨時特例給付金につきましては非課税です。ただ、町独自の支援金、あと国の持続化給付金等は所得として加算をされることとなります。

ただし、町独自で支給をしております子育て世帯応援給付金など、個人の方へ支給されるようなものにつきましては、一時所得ということになりますので、国保税等の算定基礎となる総所得金額等への影響はないものというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第14号高鍋町介護保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 13号で答えていただきましたので、上げ幅だけ聞きたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。お答えいたします。

令和3年度から令和5年度の第8期介護保険事業計画期間の介護保険料の上げ幅といたしましては、第7期計画における保険料の基準額と比較して1,400円、2.3%の増となります。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第15号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。議案第15号から18号までは利用するサービスごとに分かれておりますので、基本的には同じ内容での改正であると判断しております。

一括して質疑を行いたいと思います。まず、虐待とされる事例は幾つくらいあるのか。それに対しての監督権はどこにあり改善を行う場合、事例発生からの流れを簡単に説明していただきたいと思います。そのための人員配置はどうするのか、お伺いします。

研修はどのようにして行うのか、隠蔽された場合についてはどうなるのか、立ち入り調査権はどこにあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。議案第15号から議案第18号までの条例改正の主な内容はほぼ同じでございます。

議案第15号は、要介護認定を受けた方へのサービスを提供する事業者、議案第16号は、要支援認定を受けた方へのサービスを提供する事業者、議案第17号は、地域包括支援センター、議案第18号は、ケアマネジャーに関する基準を定める条例でございます。

高齢者の虐待の事例といたしましては、暴力や身体拘束などの身体的虐待、年金や預金を取り上げるなどの経済的虐待、それから介護や世話を放棄するネグレクト、性的虐待などがございます。

それから、次に虐待の研修につきましては、事業所が従事者に対して行うものでありまして、町といたしましては集団指導において研修に使用できる資材等について情報提供を行ってまいります。

それから、介護サービスを導入することによりまして、多くの人が関わることで虐待の発見及び抑止につながるというふうに考えております。

それから、地域密着型サービス事業所につきまして、立ち入り調査は町が行ってまいります。

それから、研修がきちんと浸透したことの判断についてでございますけど、実地指導、それから運営推進会議などで確認を行ってまいります。

それから、虐待の判断とかいう部分につきましてですけど、家族や地域住民、介護サービス事業者などから通報等があった場合、高齢者虐待防止事業実施要綱に基づく懇話会を開きまして、虐待の判断、緊急対応の必要性の判断を行ってまいります。なお、同要綱に養護者による虐待、要介護施設従事者等による虐待の対応の手順を定めているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩します。

午前11時16分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。先ほどの答弁で後半の部分、ちょっと若

干修正いたします。

先ほど、高齢者の虐待の事例といたしましては3つほどございましたけど、次に、町が指定権を持っている事業者に対する監督権は町にあります。

虐待の事例の通報もしくは本人からの届出があった場合は、48時間以内にコアメンバー会を開きまして、緊急性を判断いたします。その後、事実確認を行いまして、虐待対応ケア会議を開催し、必要な対応を行ってまいります。その後、高齢者の安全確認等を行うとともに、施設への立入検査や改善命令等を行ってまいります。

それから、人員配置についてでございますけど、人員配置につきましては、現在の職員体制で対応をいたします。

最後に、虐待の研修につきましては、事業所が従事者に対して行うものでありまして、町といたしましては先ほど申しましたように、集団指導等において研修に使用する資材等について、情報提供を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第16号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号高鍋町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。説明では、町単独事業にも利用できるように改正したいということがあって、今までとどこが違うのか、目的は何でしょうか。

具体的に利用したいという項目があるのかどうか、具体的に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。まず、今までとの違いについてでございますが、現行では、本基金を運用できる事業が社会福祉法人及び個人等の民間事業者が実施をする高齢者保健福祉事業等に限定をされているところなんですけれども、改正後は、町単独などで実施をする福祉事業にも広く活用できるということになります。

また、具体的な利用についてでございますが、来年度に実施予定のわかば保育園大規模改修工事の事業費、当初予算に計上させていただいておりますが、1億3,000万円の一部を本基金から繰り入れる予定としていただいております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 建物を建てたりとか、改修したりとか、そういうことは公共施設等の積立てで行うというのが大体筋じゃないかなというふうに私は思うんですね。それをあえて町の単独事業にも使っていきたいということは、そんなにお金に逼迫しているのかしらと言わざるを得ないというふうに思うんですね。大体、それではちょっとお伺いしますが、高鍋町地域福祉基金の設置、管理というのはどのようなものに、例えば社会福祉協議会であれば、どのようなものに使うとしているのか、いろんな状況というのがあると思うんですけれども、その内容を詳細にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。どういった事業かということになるかと思えますけれども、これまでが、過去に、これは平成14年にありましたけれども、地域福祉基金のほうから老人保健施設ウエルグラウンズ高鍋、鈴山荘とかもくせい苑のことなんですけれども、こちらに建設事業の一部としまして1億円を補助、交付をしております。これ以降、同様の事業もなく、今後、実施予定もないところなんですけれども、例えば今回の改正によって、例えば社会福祉協議会が何らかの事業をしたいと、例えば子どもの貧困に対する事業であるとか、その他の様々なまだこれといって、これにするというふうなことではありませんけれども、そういった事業、そのほかの町が行っていかうとするような事業にも充てていきたいと、その手始めとして、今回は、わかば保育園の改修の一部として活用させていただきたいというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 条例というのは改正したら何でもできる。つくったら何でもできるという状況もあるんですね、トップにとってですね。

そして、先ほど言われましたけれども、社会福祉協議会などが何らかの事業、子どもの貧困とかということで説明されましたよね。子どもの貧困というのも今問題になってきていますよね。だから、そういうことに利用するのであれば、私は問題ないと思うんですね。だから、公的機関で平成14年、先ほどおっしゃいましたけれども、鈴山荘、ウエルグラウンズができた背景というのは、高鍋町なんかはやはりどうしても軽費老人ホームがあって、これが建て替えがままならないと、これ厚生労働省のほうで共産党の政府交渉によっ

て、どうしても建て替えができないということで、複合型の施設であれば認めますよということだったんですね。でも、そのときにやはりお金がなかったこともあり、どうやって資金を調達するのかという中で、これは厚生労働省のほうから、ある一定のお金を拠出していただけるということのお話合いがついて、できるだけその建設をされる方については、負担が余り大きくならないようにということで、高鍋町は土地を提供し、そして、この1億円を拠出するということを決めたものなんですね。だから、そういういきさつが分かっているから、私はこの問題では、かなり慎重に条例を変えていかないといけないんじゃないかなというふうに思っているところなんです。確かに、高鍋町の財政は厳しい状況もあると思うんです。そういうものがなかなかできない。でも、状況としては、わかば保育園をやはり改修、改善していくことはやっていかなきゃならないわけですよ。でも、高鍋町のこの本庁舎をはじめ、いろんなものが古くなっている。その中で改修していかなければならない状況下にあって、それは確かに公共施設等の整備基金というのは不足している可能性が出てきていると私は思います。しかし、だからといって、ここの条例を変えてまで、私、そういう建物を建てる、自分たちの高鍋町のですよ。建物を建てるということには、私いささか不都合があるかなというふうに思わないでもないわけですよ。だから、わかば保育園については種々雑多いろいろ考え方もあるでしょうけども、私は、みんなが分かるように、公共施設のそういったところから出すのが筋じゃないかなと、公共施設でするので、当然、公共施設から出せるものなら、そっちのほうから出すべきだというふうに思っているんですね。これはやはり民間の何らかの事業、そういう人たちが使うときにきちんと残しておくべき問題じゃないかなというふうに私は思うんですが、それについての考え方どうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。最初、この地域福祉基金につきましては、この基金を創設した当初につきましては、基本的には取り崩すことをしない、基金の利息を活用していく果実運用型の基金として当初は創設がされたところでございます。

ただ、その利息につきましても、その当時から現状はもうもっと下がっておりまして、2億円の基金を定期としておりましても、0.002%の預金、ですから2億円で、現状では大体3万七、八千円程度の金利しか生まない状況でございます。非常に低額な利息で何らかの事業をやるというのは、かなり難しいところが一つはございます。

先ほど議員もおっしゃったとおり、平成十三、四年に鈴山荘を含めた複合型介護施設を建設します。その前には、そういった建設事業についても取り崩しができるような形で改正がなされたところです。

その後はもう一切、そういった予定されている事業は全くなく、金利もまたどんどん下がってきている現状でございます。

今後、公定歩合等の金利が上がってくるのかというと、現下の国の財政状況を見ましても、ほとんど利息は上がることはないだろうというふうにも予測されます。ということは、

この基金についてはほとんどもう動かない状態になってくるのではないかなということ、わかば保育園の建設費用、改修費用、こちらにつきましては、民間であれば、国庫補助等が大分ついて建設が可能なんですけども、公立の保育園につきましてはそういったものがございません。もちろん、おっしゃられたように、公共施設基金を活用していくのが基本的なところではあるのですけれども、今後、町全体として施設を改修していくべき施設が数多く予定されております。

今回はほとんど動くことのない、金利もほとんどない地域福祉基金について、こちらをわかば保育園の改修に一部を、金額はないんですけど、一部を充てたいということで、今回、御提案を差し上げているところでございます。（発言する者あり）

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩します。

午前11時31分休憩

.....

午前11時33分再開

○議長（緒方 直樹） それでは、再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第20号高鍋町子育て支援基金条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） なぜこのような基金を設置する必要があるのでしょうか。原資が一般会計からというのもおかしいのではないかと考えますけれども、基金の運用に関して、国の年金投資と同じく、有価証券とするのはおかしいのではないかと考えますがいかがでしょうか。これは誰が考えた発想なのかなと知りたいんですけど、教えていただけます。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。お答えをさせていただきます。

まず、基金設置の必要性についてでございますが、現在、駐留軍等の再編に当たり、防衛施設の周辺地域における住民生活に及ぼす影響が増加する市町村に対し、住民生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に充てるため、再編関連訓練移転等交付金が交付をされているところでございます。

交付金につきましては、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第2条に規定をされております、再編関連特別事業に充てることとされており、町はこれまで道路改良事業や防犯灯整備事業、子ども医療費助成の拡充分に充当をしてきたところでございます。

このうち、子ども医療費助成の拡充分につきましては、毎年、交付申請時に事業費を見積もり、充当額を決定しておりましたが、医療費を正確に見積もることが難しく、交付金

を原資とした基金を設置し、事業費をより正確に見積もることができる年度末に基金繰入金から充当するほうが柔軟な運用ができることから、今回、基金を設置することとしたものでございます。

次に、基金の原資及び運用についてでございますが、基金の原資は全額、再編関連訓練移転等交付金でございます。

また、基金の運用につきましては、条例第3条第1項に規定をさせていただいておりますとおり、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法により保管をしなければならないというふうに規定をしておりますので、原則的にはこちらを運用をさせていただきたいと考えております。

あくまでも有価証券につきましては替えることができるという、できるという規定でございますので、現在のところ、定期預金での運用を考えているところでございます。

次に、基金設置に至る経緯についてでございますが、先ほど答弁をいたしましたとおり、子ども医療費助成の拡充分につきましては、再編関連訓練移転等交付金を活用しているところでございますが、本年度におきましては、子ども医療費助成額の実績が、交付金の交付額を下回るということが想定され、交付金を有効に活用することができないという状況にございます。

そこで、九州防衛局に相談をさせていただきましたところ、交付金を原資とした基金を設置し、事業費をより正確に見積もることができる年度末に、基金繰入金を充当したほうが、交付金を有効に活用できるのではないかと御助言をいただいたことから、本基金を設置することとしたものでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） そら当然のことですよ。やはり再編交付金ですので、福岡防衛施設局と打合せをしなければ、そういったお金の基金に積み立てるということはできないということは私もよく分かっているつもりでいます。

私が気になるのは、有価証券、これはできるであるからということで、先ほど説明がありましたよね。こういう条項が入っているということ自体が私は許せないんですよ。というのは、有価証券に替えることができるということは、もう厚生年金だけでありますけど、年金の運用資金のことでもよく分かっていますわ。私たちにはよく見えない。毎年、何兆と赤字が出たって分からない。自分がもうけたときだけは5兆円もうかりましたとかいろいろ言われるけれども、私、非常にその投資という金額というのは、有価証券というのは、私余り信用していないんですよ。株価の操作というのも今は言われているとおり、あつてなきがごとし、有価証券というのは昔で言えば、株式でも何でも有価証券、ほかの有価証券でもそうですけど、実績に見合った投資だったんですよ。この会社はこういう研究しているから、これに対して投資をしたいとかいうような感じで投資していたのが、今はもうお金のために投資するみたいな部分というのが今の事業なんですよ。だから、これで割を食わなくなってきたのが、アメリカで今出てきているのが、要するにいろんなコロナ

関連に対して支援金が出てきたと、小金が集まっている人たちが資産運用ができるということで、資金を投入したために、今大混乱が起きたという状況が報道されていますよね。そういうことからして、私たちは日々のやっぱりそういう報道にもしっかりと目を向けていかなければならないし、私、いつも思うんですね。こうやって株式でも何でもですけど、有利な方向に投資をしようと思っても、だから、なかなか私たち一般庶民はこういうことができる状況には今ない、だから、今度は3万円もうかったけど、今度は2万円損したと、トータルでは今1万円のもうけやからまあいいかと思う人がいらっしゃるかもしれないですけども、私、デイトレーダーをしている人たちにもよく合うんです。その人たちのほとんどがやっぱりもうやめましたとおっしゃる方が多い、投資金額がないからですよ。だから、やはり投資というのは非常に私はリスクが高いということを最初にきちんとしておかないと有価証券に替えることができる。

金融機関への預金、その他最も確実な、有利な方法により保管しなければならないとありますけれども、最も確実かつ有利な方法によりということは、定期預金以外に考えられないけど、ほかに何かあるのかちょっと知りたいなと思っている部分があるんです。どうしているのかを考えて、この基金条例をつくられたのかということが非常に気になるんですね。

また有価証券はどういうものを予想されて、有価証券という文言を入れられたのかということが非常に気になるんです。やはり何も分からないでただこれを入れておけばいいだろうちゅうぐらいのこっちゃ絶対駄目なんです。条例をつくる時にはやっぱり最後の最後まで考えて、先ほどもあったでしょう。福祉課長が果実を原資にして、あのときは利息がよかったから、みんな果実で何とかなったんですよ。

例えば、退職金があったりすると、それを果実で海外旅行ができた時代もあったんですよ。残念ながら今そういう時代ではない。そういう時代ではないからこそ、逆に言えば、この文言を第3条をつくったことの意味というのをどういうふうに考えているのかなど、運用や基金の処理ということは、結局、先ほど説明がありましたけれども、果実による、果実というのは利息ですよ。利息、もうけた部分によっての運用だけをしていくということにはなっていないですよ。だから、本当にそうやって子どもの医療費だけに特定しているなら、これは子ども医療費以外には使ったらいけませんよというぐらいの文言を書いておかないと、何でも利用するようにならしたら、もうむちゃくちゃじゃないですか。条例をつくる時にはやはりそこまで考えてつukらないといけないと思うんですが、第3条について、そして、第3条2項までについては、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） まず、第3条の基金の運用についてでございますが、最も確実かつ有利な方法による保管といたしますのは、昭和30年12月の自治省、課長通知において、通常は金融機関に預金をして、安全に保管をすることであり、かつ支障のない限り適時適正に預金による運用の利益を図ることであって、これを原則とするとされていることから、基本的には定期預金での運用を考えているところでございます。

続きまして、有価証券とは何をいうのかという御質疑でございますが、国債、株式等というふうにご捉えております。また、この基金に関する処分についてでございますが、第5条において、基金は第1条に規定する目的の事業に要する経費に充てる限り、その全部または一部を処分することができるというふうに規定をさせていただいております。

子ども医療費助成の規則において、こちらのほうが限定をされておりますので、この子育て支援基金がほかの事業のために処分をされるということは、条例上、許容していないものでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それはほかのも説明された文言であって、この条例の中にならないうたてないですわ。子どもたちが健やかに成長できる設置の理由のところですね。地方自治法の規定に基づくと、じゃあ、241条の第1項の規定に基づくとか、そこには子ども医療費に限定してあるんですか。違うでしょう。それは違うと思いますよ。ただ、基金として積み立るときには、やっぱり目的がはっきりしないといけないということの条項であって、だから私が一番心配するのは、そうやって子ども医療費に限定するのであれば、限定したものをきちんと書かないといけないということです。誰にでも分かるように。

子育て支援基金といったら、子育て支援のための、例えばこれからコロナ禍にあっては、すくすく支援金もしたじゃないですか。いろんなのもしたじゃないですか、子育て支援でいっぱいいろんなのをしてきたじゃないですか。だから、そういうことを考えたときには、何にでも運用できるんじゃないかと勘違いされるような条例案ではなくて、もう少しびっしりとした内容があるものにしていかないと分かりやすい。例えば、ここに今いらっしゃる議員さんが全部なくなったとしても、執行部が誰もなくなったとしても、はっきり明確に分かるようにした条例でない、私はいけないと思うんですわ。分かりやすく、そして、これしか利用できないんだということが分かるような状況というのはしっかりとつくっていかないと、私は条例のつくる意味が薄れているんじゃないかなというふうに思うんです。だから、先ほどありましたでしょう。有利な有価証券に替えることができると、やっぱり株式とか、いろんな投資にこれを使うんじゃないかと懸念が出てくるような条例というのは余りつくってほしくない、私は思うんですわ。だから、意図的に私が、これは誰が考えた発想なのでしょうかと聞いたけど、町長が考えられたのかもしれませんが、財政経営課長が考えたのかもしれませんが、それは分かりません、私には。私は分かりませんが、何にでも使えるお金というのを考えて、あれもほしい、これもほしいと、分かるんですよ。町民の税金を1か所にある程度ためて、何でも使いたいという気持ちはよく分かるんですよ。でも、議会があるし、二元代表制のもとでそう簡単にはいかんということをお分りいただきたい、トップには。特に町長には。そうでないと、最も確実かつ有利な方法により、今、定期預金しかない。そうすると、定期預金にするとか、そういう方法、定期預金はすぐ解約できない。ほしいときに出せない、定期預金を崩すときには普通の金利になる。だから、最も確実かつ有利な有価証券に替えることができると、有価

証券ってどこの株式買うのかなとか、どこのものを買うのかなとか、どこに投資するのかなと心配になるじゃないですか。

みんな株式会社の人はずちに投資して、投資して、投資してっていうと思うんですよ。だから、子育てのために、例えば私がいろんな知恵をつけるといけないと思うんですけども。

例えば、今度は町の中に図書館じゃないけど、そういうのを造りたいというのがありますよね。図書館じゃないけれど、みんなが休憩できるような。それをここから使いたいと思ったら使えなくはないわけですよ、考えようによっては。

子ども医療費と違うじゃないかと思っても、名前が高鍋町子育て支援基金だから、子育てするための、応援するための基金なんだから、だから何にでも使えるじゃないかと、だから、私たちは二枚舌、三枚舌を使わないように、しっかりと条例は担保するんですよ。条例をつくる時は、そういう条例でないと私はおかしいと思うんですよ、基本的に。

今、3回目だからちょっと長くなりますけど……。

やはり、そういう子ども医療費のために使うというのであれば、やっぱり高鍋町子ども医療費支援基金条例という、こういうふうにすれば誰もみんな文句も言わん、私も質疑もせん。だけど、問題は有価証券に替えることができるかあれば、それは質疑はしますよ。だけど、子育て支援基金条例というのをつくって、その中から子ども医療費という説明があったけど、それと違うことにもしお金を出したときに、誰が罰を受けるというか、違反をしたというふうに言えるんですか。私言えないと思いますよ。誰も違反していないというふうにしか言えないと思うんです。だから、説明をきちんとしてほしい。子ども医療費のみ使うんだったら、それをちゃんと設置の目的のところに、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを図るため、子ども医療費を賄うために、支援するために、この条例をつくりますと、設置しますということぐらいちゃんとうたわないと、どこも子ども医療費になってなんて出てこない。

この議会で議論したけど、子ども医療費しか使わんよって、そりゃあ、私は信頼はしていますよ。言った以上、子ども医療費にしか使わんじゃろうなということは信頼はしていますよ。信頼はしていますけど、さっきの福祉基金の話じゃないけど、この地域福祉基金の問題やけど、お金があれば何にでも使いたいと思ってしまう人たちがどこにいるかもしれない。そういうことがあるから心配しているんですよ。そういうことがなければ、議案があって、19号があって20号だから、ちょっと疑いたくなるなど、駄目だなというふうに私は思って質疑をしているんですけど、どうでしょうか。また委員会での質疑もありますけれども、ちょっとここできちんと答弁してください。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。先ほどもお答えをいたしましたとおり、あくまでもこの基金の原資は、再編関連訓練移転等交付金でございます。この再編関連訓練移転等交付金につきましては、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令

第2条に規定されている事業にしか使うことができませんので、ここで、子ども医療費助成というふうに限定をしているところでございます。

○11番（中村 末子君） 答えてない、議長。答えてない。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。今、財政経営課長がずっとお答えしておられますけれども、再編関連の基金を、大事なのは九州防衛局に相談しながら、周辺地域だけに出る交付金ですから、九州防衛局に相談して、確認を取ってこういう形を取っているということを御理解いただければ全て分かると思います。

その制度の中に債券ですとか、有価証券に置き換える部分もあっていいとありますが、これも年金でも何でも全て今そういう制度、国の制度の中にありますから、そういう条文が書き込まれることは当然だと理解して、実際やるかはどうかは別でございませう。

時代の中で、今、金利は低金利ですから、定期預金してもほとんど金利のつかない時代ですから、いろいろ工夫をなささいということが一文書いてあるというふうに受け止めるのが当然であるというふうに、そして、基金は、私は極めて使いやすい形に、その時代の人たちが議員あるいは執行部の人たちが判断しながら使っていく、そういうものでないといけないというふうに判断して、財政経営課長が申し上げたとおり、間違いのない答えであるというふうに思います。

○11番（中村 末子君） 議長、私は子ども医療費助成の基金であるということを、うたえなかったのかということを知っているだけだから、それ以上の答えはもう必要ない。何でできなかったのかを知りたい。なぜその文言にできなかったのかを知りたいだけです。それ以上の答弁を求めているわけではないです。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩します。（発言する者あり）

それでは、1時まで休憩に入りたいと思います。1時から再開いたします。

午前11時55分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。議員御指摘の件についてでございますが、本基金につきましては先ほどもお答えをさせていただきましたとおり、再編関連訓練移転等交付金が原資であること、またその用途が特別措置法第2条に規定をされているものに限定をされていること、及び本町の施行規則の中で子ども医療費助成に関する条例に基づく事業を行うこととしておりますので、ほかの目的で基金を処分することはございません。

基金の名称等につきましては、御意見はあることというふうには存じておりますけれども、名称及び処分について議員の御指摘も内包した表現であるというふうに考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。次に、議案第21号令和3年度高鍋町一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。骨格予算なのに金額的に大きいと感じますけれども、バランスのと必要経費的に見てどのような方針のもと構成をしてきたのかお伺いします。

各課からの予算要求に関して、どのくらいの規模での削減となったのか。新規事業がありますが、どのような目標及び着地点をもって臨むのか。

事例としては、交通安全用品等整備助成事業、商工会館周辺駐車場整備、保育対策総合支援事業、成年後見利用促進事業、母子包括支援センター事業などがあります。骨格予算にも関わらず、前年度より増額された予算があることについての理由を説明していただきたい。

社会資本整備事業については配分をどう考えているのか。町道整備等の予算は多く考えているようですがいかがでしょうか。

ふるさと納税において、返礼品の開発は進んでいるのか。テレビでも2回、ギョーザ2店は宣伝されており貢献度が高いと考えておりますが、それ以外の商品での貢献度ランキングはあるのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。財政経営課関係部分についてお答えをいたします。

まず、予算編成の方針についてでございますが、令和3年度予算につきましては骨格予算としての予算編成ではございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費、わかば保育園大規模改修事業、継続費でございます総合体育館大規模改修事業及び防衛施設周辺道路等改修事業等を当初から計上したため、令和2年度とほぼ同規模の予算額となったところでございます。

また、令和3年度当初予算を編成するに当たりましては、義務的経費のほか真に必要な事業でございまして、緊急かつ優先度の高い事業についてのみ取り組むこととしたところでございます。

次に、予算要求額の削減についてでございますが、各課からの予算要求につきましては、令和3年度における財政需要を把握するため、骨格予算としてではなく通常どおりの要求を行ったこともあり、予算要求時点での歳出総額は109億5,836万3,000円でございます。当初予算が95億8,800万円でございますので、要求から約12.5%の削減としたところでございます。

次に、新規事業についてでございますが、財政経営課所管としましては、商工会館周辺駐車場整備工事がございますが、今回の工事は商工会館の完成に合わせまして庁舎第2別

館から北側の敷地を駐車場として整備するものでございまして、利用者等の利便性を確保することを目的としております。

次に、増額された予算がある理由についてでございますが、人件費や扶助費、公債費といった義務的経費につきましては、見込まれる年間需要額全額を計上したほか、継続費にありましてもその事業のニーズや様態、規模等に基づき適正に査定し、結果的に増額になったことによるものでございます。

次に、ふるさと納税についてでございますが、まず返礼品の開発につきましては、先般の国の返礼品基準の見直しにより返礼品の対象外となったものを、事業者の皆様の御努力により基準に合致したものにしていただいた上で、再び返礼品として提供することができるようになった事例がございます。

また、貢献度ランキングというものをつけておりませんが、返礼品基準に合った新たな商品を提供していただくなど、事業者の皆様には多大な御貢献をいただいているところでございます。

財政経営課部分以上になります。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。新規事業中、総務課関係の交通安全用品等整備助成事業についてお答えをいたします。

この事業は、宮崎県市町村総合事務組合が市町村交通災害共済基金を財源として行う事業で、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を事業期間として、交通安全用品等の器材整備、交通安全教育や広報活動等に要する費用を対象に助成されるものでございます。本町には461万円が配分され、先ほど御説明いたしました事業実施期間内で配分額を執行することとなります。

令和3年度につきましては、古くなっています交通指導員の制服購入費として232万円を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。福祉課関係の新規事業についてでございますが、まず保育対策総合支援事業費補助金です。

本事業は、国の令和2年度第3次補正予算において措置されました事業でございまして、事業メニューといたしましては保育所等におけるICT化推進等事業でございます。

事業内容は、保育に関する記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理など、保育の周辺業務においてICTを活用した業務システムの導入費用の一部を補助するというものでございまして、保育士の業務負担軽減や効率化を図ることを目的、目指しております。

次に、成年後見利用促進事業委託についてでございますが、本事業は成年後見利用促進法及び国の基本計画に基づきまして、令和3年度までに権利擁護支援、成年後見利用促進を目的とした中核機関を設置することが規定されたことを受けまして、本年4月1日から

見湯5町1村の広域によります中核機関を設置いたします。その運営を高鍋町社会福祉協議会に委託するものでございます。

高齢者や障がい者等がその人らしく暮らせるよう、地域住民や関係機関等へ成年後見制度を広く周知すること、また判断能力が低下した方の権利を擁護するため法人後見が広く利用できるよう体制を整えることを目指しているものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。健康保険課関係分の母子包括支援センター事業についてお答えいたします。

母子包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的に設置するものでございます。不安や悩みが生じて、母子包括支援センターに相談すれば安心して出産、子育てができると思ってもらえるセンターを目指してまいりたいと考えてます。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。新規事業中、教育総務課関係部分についてお答えいたします。

庁舎第2別館備品購入費として464万円を計上させていただいております。これは、商工会館への移転に伴い必要となります教育総務課及び社会教育課で使用する事務机、事務用の椅子、キャビネット、あと会議室用のテーブル、電話機、ブラインドなどを購入整備するための経費でございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。建設管理課所管部分につきまして、社会資本整備及び町道整備等についての考え方について答弁させていただきます。

社会資本整備につきましては、道路法に基づきます橋梁点検の箇所数が多いため早期に発注する必要があること、また東光寺・鬼ヶ久保線の道路改良において、今後文化財の本調査が必要な区間に入ります。この本調査は補助対象となり、先行して調査を実施しなければ工事に着手できないことから、当初予算に計上したところでございます。

また、町道整備等の予算につきましては継続費を設定させていただいております。神祭野坂の工事費及び町道の維持において、早急に対応する必要がある工事費を計上させていただいており、社会資本整備総合交付金事業に係る各路線の事業費等につきましては、今後国からの内示を受け、また道路新設にかかる工事費につきましては、6月の肉付予算に向けて精査し、必要経費を計上してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第22号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 国税の徴収率は何%と考えていらっしゃるのでしょうか。遡及課税分についてというよりも、過年度分の全額から考えてどのぐらいの不納欠損が生じる可能性があるのか、答弁を求めたいと思います。

新型コロナウイルス感染症があり、特定健診率は求められないと考えますが、どのぐらいの予想としているのか、目標値をお答え願いたいと思います。

療養諸費が昨年度比較で少ないようですがなぜなのでしょう。

高額療養費についても、私の私見から考えると3人から4人分は少ないようなんですけれども、特定健診などの成果を見て見込んでいると考えていいのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。収納率や不納欠損額などにつきましては、当初予算編成時におきましては特段考慮されていないようですので、あくまでも現時点での税務課としての考えを答弁させていただきたいと思います。

まず、国保税の収納率についてでございますが、現年度分96.5%、遡及課税ではなくて滞納繰越分ということでよろしいですか。滞納繰越分23%以上を目標に徴収業務に取り組んでいく予定でございます。

次に、不納欠損に関してですが、令和3年度の滞納繰越分の調定額は約7,000万円を見込んでおります。そのうち滞納処分執行停止から3年が経過する約600万円、8.6%を不納欠損する予定でございます。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。特定健診受診率については、新型コロナウイルス感染症の影響はありますが、安心して受診できる受診環境の確保に努め、第2期データヘルス計画の目標値でございます55%目指し取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高額療養費につきましては、広域化になったことから県が推計しております。過去3年の実績から算定されたものでございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第23号令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。医療費の広域連合への納付金が高齢者増加比率とすると少ないと感じるのはどうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。お答えいたします。

広域連合納付金につきましては、広域連合が過去の実績及び実績見込みによって推計されております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後1時15分休憩

午後1時15分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。おっしゃる増加比率につきましては、現在町のほうでは持ち合わせてません。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第24号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。区域内での水洗化比率の目標値は何%ぐらいでしょうか。水洗化が図れない住宅への対応としては、どのように考えているのかお伺いします。

予定区域内事業としての進捗からすると何%を達成しているのか、達成したいと思っているのか。

セミナー受講により資格などを取得させることができるのかお伺いしたいと思います。

会計制度変更への仕組みは構築できているのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。まず、水洗化率の関係ですけど、令和元年度の高鍋町の水洗化率は85.15%、類似団体と比較しますと若干上回っておりますが、都市部を含んだ全国平均これ95.35%でございます。できるだけこれに近づけてまいりたいと考えております。また、水洗化が図れていない住宅につきましては、職員による訪問等により接続のお願いをしているところでございます。

続きまして、進捗率でございますが、認可区域面積233ヘクタールのうち226.1ヘクタールが完了しまして、97%が完了しております。ちなみに認可区域外でございますキヤノンが18.5ヘクタールありますので、これを入れると105%の整備率ということになります。

続きまして、セミナーの受講による資格ですけど、下水道事業の企業会計移行に伴う資格につきましては特にございません。企業会計では、複式簿記による特殊な会計処理を行いますので、セミナー等で研修を受けることで、企業会計制度の知識をしっかりと身に付けてまいりたいと考えております。

次に、企業会計移行に伴う固定資産の調査、例規等の整備及び会計システムの構築等を委託しまして、現在準備を進めているところでございます。

また、先ほど言いましたとおり、セミナー等の研修により知識の取得を図り、令和5年度からの会計移行に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を行います。

次に、議案第25号令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号令和3年度高鍋町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。予算からすると、低所得者のための軽減がありますけれども、年金や所得が全国に見て低いのかどうかお伺いします。

厚生労働省は居宅での介護を推進してきましたけれども、3年度予算からすると施設介護が多くなるようですが、居宅、施設介護比率はどのように推計しているのかお伺いします。

これは条例改正のときの質疑も行ったんですけれども、虐待などはどこで判断しどのような経過で判断するのか。児童養護の観点から、保護者がおりネックになっていると聞き及んでおりますけれども、高齢者の場合は扶養義務についても学習してきましたけれども、ひとり暮らしや二人暮らしだがお金がなく、自宅介護を余儀なくしている実態調査などは行っているのかどうか、そこへの支援はどうするつもりなのか、もうこれはある意味自治体の放置、いわゆる人権から考えてよいとはいえないと考えますが、誰がどこでどう判断するのか、マニュアル作成はできているのかどうかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。平成30年度の介護保険事業報告によりますと、保険料の軽減対象となる方の割合は全国が32.6%に対しまして本町は37.7%となっております。全国よりも軽減対象者割合は高い状況でございます。

次に、令和3年度予算の推計についてでございますが、今年度は第7期高鍋町介護保険

事業計画の3年目でございます。施設系サービスはおおむね計画どおり、居宅系サービスは計画の約90%で予算執行しております。

それぞれのサービスごとの事業費の伸び、高齢者の伸び等を基に現在第8期高鍋町介護保険事業計画を策定しております。事業計画に基づきまして3年度予算を計上したところでございます。

次に、先ほどの条例の中で申し上げましたけど、虐待の判断とマニュアルについてでございますが、家族や地域住民、介護サービス事業所などから通報等があった場合には、高齢者虐待防止事業実施要綱に基づくコア会議を開きまして、虐待の判断、緊急対応の必要性の判断を行ってまいります。

なお、同要綱に養護者による虐待、養介護施設従事者等による虐待の対応手順を定めておるところでございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第27号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号令和3年度高鍋町水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。キヤノンによる水道料の増はどのくらいと見込んでおられるのか。漏水管の布設替えについては順次行おうと考えますが、国道県道に埋設部分については工事高が大きくなると考えますが、どのような試算をされているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。まずキャノンの水道料でございますが、現在までの使用量を平均しますと2か月で約7,000トンの使用量がございます。年間での水道使用料を1,000万円程度と見込んでいるところでございます。

次に、漏水管の関係ですが、国道部の布設替えにつきましてはほぼ完了をいたしております。県道部につきましては、道路改良等に合わせて布設替えを行っております。また、県道部や主要道路につきましては耐用年数が70年以上のダクタイル鋳鉄管を埋設しております。

ちなみに10センチ以上の配水管の全ての布設替えを行うには約20億円、そのうち漏水しやすいVP管の布設替えを全て行うには約9億円と見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第19号から議案第21号までの3件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれの所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第21号までの3件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第13号から議案第18号及び議案第22号から議案第30号までの15件につきましては、議長を除く13名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号から議案第18号及び議案第22号から議案第30号までの15件につきましては、議長を除く13名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

午後1時25分休憩

.....

午後1時28分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

先ほどの特別会計等予算及び条例審査特別委員会の設置に伴いまして正副委員長の互選が行われましたので、結果について御報告いたします。

特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長に後藤正弘議員、副委員長に古川誠議員
がそれぞれ互選されました。

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後 1 時28分散会
